

# 空き家バンク住宅の 賃貸物件をご利用の方へ



三豊市では空き家物件の利活用と市内への移住・定住促進を図るため、三豊市空き家バンク登録物件を借りて市内へ居住する方へ、住宅の賃借に要する費用の一部を補助します。

## 対象となる方 ～以下の条件をすべて満たす方～

- 平成31年4月1日以降に三豊市空き家バンク住宅を賃借する契約者本人
- 定住の意志をもって、補助金を受ける空き家バンク住宅に住所をおいて居住する方
- 世帯全員に市税の滞納がない方
- 生活保護法に規定する住宅扶助を受けていない方

## 対象とならない方・対象とならない住宅

～以下のいずれかにあてはまる場合～

1つでもチェックが入る方は対象になりません。

- 三豊市移住促進・家賃等補助金、三豊市移住促進・新婚世帯家賃補助金を受けたことがある、または受ける予定がある。
- 三豊市若者定住促進・地域経済活性化事業補助金、三豊市空き家バンクリフォーム・地域経済活性化事業補助金を受けたことがある。(賃借住宅が上記補助金を受けている場合も含みます)
- 三豊市空き家バンク住宅・家賃等補助金を受けたことがある。
- 申請者を含む世帯員のいずれかが三豊市東京圏 UJI ターン移住支援事業補助金を受けたことがある。

## 補助額

### ① 家賃補助金

対象となる月額、  
「賃借料(管理費、共益費、駐車場使用料等を除く。)—住宅手当等」×2分の1  
(1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額)で、**1万円を上限**とします。空き家バンク物件へ転入・転居した日の属する月の翌月から2年間(24ヶ月)まで対象です。

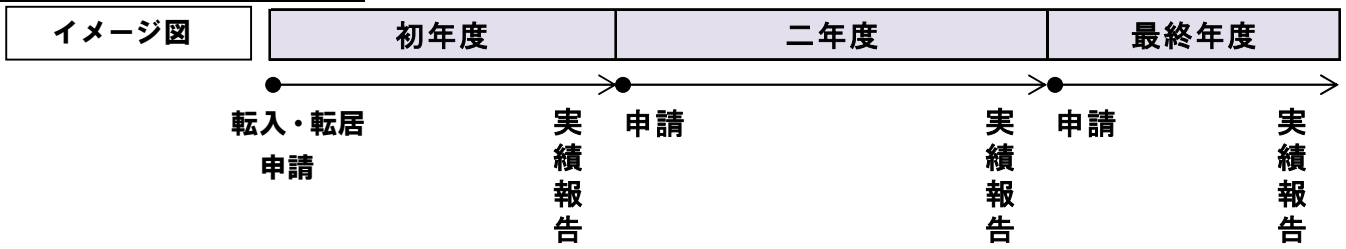
### ② 初期費用補助金

補助対象となる初期費用は、**礼金、不動産取引手数料(仲介手数料)**です。  
「賃貸借契約締結に関して要した初期費用の合計額—事業主からの手当」×2分の1  
(1,000円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てた額)で**3万円を上限**として、**1回限り**支給します。(交付申請前に支払いを完了した初期費用が対象です。)

## 申請手続きの流れ

年度ごとに申請→年度末までの実績報告  
「申請→交付決定→実績報告→交付額確定→交付請求→入金」

## 交付申請の流れ



### 申請初年度

…申請者にさせていただくこと

- ① 三豊市空き家バンク住宅の賃貸借契約
- ② 三豊市空き家バンク住宅へ転入・転居
- ③ 申請書の提出

通年受付ですが、転入・転居後お早めに！※

- ④ 審査
- ⑤ 交付決定
- ⑥ 実績報告書の提出（年度末）
- ⑦ 審査
- ⑧ 補助金の交付

※補助対象期間は、「転入・転居月の翌月から2年間」ですが、申請の時期によっては、2年間分交付できない場合があります。

転入・転居後は、お早めに申請してください！

### 申請(二年度目・最終年度)

- ① 申請書の提出（4月中）
- ② 審査
- ③ 交付決定
- ④ 実績報告書の提出（年度末または24ヶ月経過後）
- ⑤ 審査
- ⑥ 補助金の交付

※詳しくは「三豊市空き家バンク住宅・家賃等補助金 Q&A」をご覧ください。

その他要件もあります。くわしくは、

問い合わせ先 **地域戦略課** 電話 0875-73-3011

補助金には要件がありますので、要綱や別紙 Q&A をご覧ください。

申請書類については、事前にお問い合わせ下さい。

三豊市移住・定住専用ポータルサイトでダウンロードもできます

→ <http://www.mitoyo-kurashitecho.com/>

三豊市への移住・定住ポータルサイト  
みとよ暮らし手帳

